

令和8年度

松戸市立第五中学校

部活動ガイドライン

- ・ 学校教育目標
- ・ めざす生徒像
- 1 目的
- 2 入退部
- 3 運営
- 4 大会やコンクール等の参加について
- 5 部活動・顧問・活動場所・昼食・集合場所一覧

学校教育目標

社会の変化に主体的に対応できる力を備えたたくましい人間の育成

めざす生徒像

- 「思いやる」 礼節を重んじ、自他を思いやる心を行動で示せる生徒
- 「考える」 自ら課題を考え、よりよい生き方を追求する生徒
- 「行動する」 自ら判断し、表現・行動できる生徒

1 目的

自主的・自発的な活動を通じて、生涯にわたり運動や文化に親しむ能力や態度と心身の健康を身につける。

2 入退部

(1) 入部と退部は、次のような手続きで行うものとする。

- ア 入部は、保護者の同意のもと、入部届を担任と顧問に提出する。
- イ 退部は、保護者の同意のもと、退部届に退部理由を記入し、担任と顧問に提出する。

(2) 2・3年生に関しては、部活動継続届を担任と顧問に提出する。

3 運営

(1) 適切な運営のための体制整備

- ア 活動は、原則として顧問の指導の下で行う。
- イ 顧問は、部長等と練習計画を相談して月ごとや長期休業期間の予定表を作成し、生徒等へ配付前に管理職に提出し、確認をとる。その後、部員と保護者へ配付する。
- ウ 毎年1回以上、部活動保護者会を開き、資料をもって保護者に示す。
生徒には、1年生に部活動冊子を、2・3年生に部ごとの資料を配付し知らせる。

〈資料の内容〉

- ①活動目標 ②活動方針 ③顧問 ④部員数 ⑤年間活動計画（参加大会等） ⑥諸経費
- ⑦購入品 ⑧練習予定と活動場所（平日・休日） ⑨遅刻・欠席の連絡方法 ⑩その他

(2) 適切な指導

- ア 部活動の目的と目標を部員、顧問、保護者で共有する。※目的と目標を混同しない。
- イ 生徒の自主性や個性を尊重した指導を行う。豊かな人間性や社会性を育て、互いの適正・興味・関心を認め合い、個々の技術や体力等を考慮した活動を行う。
- ウ 「体罰」「パワハラ」「セクハラ」を行わないことを厳守する。

(3) 適切な活動時間

学業とのバランスや生徒の体調管理やスポーツ障害等を考慮し、できるだけ短時間に合理的でかつ、効率的・効果的活動となるよう以下のように定める。

ア 活動時間

(ア) 平日は2時間程度、土日は3時間程度を原則とする。ただし、競技や施設面の特性を考慮し柔軟に活動時間を設定する場合においても、週当たり16時間未満で設定することとする。休日の練習は半日を原則とし、長時間の練習や拘束時間をとらないよう配慮する。年間104日以上の休養日を設定する。

(イ) 活動時間とは、「準備」「片付け」「移動時間」は含まないものとする。

ただし、準備と片付けについては、合わせて30分程度でできるように指導する。

(ウ) 朝練習（平日）

a 顧問が必要だと判断した場合のみ実施する。ただし、登校時間から顧問がつき、顧問の指導の下で行うものとする。また、活動場所の鍵は、顧問が責任を持って渡す。

※弁当持参日については、朝練習は行わない。

b 生徒は、7：10以降に登校する（開錠は7：20）。

c 活動場所まで直接行き、不必要に校舎や教室に立ち入らない。

d 練習は、30分程度とし、活動時間は7：30～8：00とする。

8：20に着席完了が守れるよう指導する。

e 練習終了後は、活動場所で校内服に着替えてから教室に移動する。

(エ) 放課後の練習（平日）※水曜日の放課後は、全部活動の休養日とする。

a 練習の開始時刻は、帰りの会終了から10分後からとする。

b 活動終了時刻は、完全下校時刻の15分前までとする。

月	活動終了時刻	完全下校時刻	月	活動終了時刻	完全下校時刻
4月	17：15	17：30	10月前半	17：00	17：15
			10月後半	16：45	17：00
5月	17：30	17：45	11月	16：30	16：45
6月	17：45	18：00	12月	16：30	16：45
7月	17：45	18：00	1月	16：45	17：00
8月	17：45	18：00	2月	17：00	17：15
9月前半	17：30	17：45	3月	17：15	17：30
9月後半	17：15	17：30			

- c 個人の荷物は、活動場所まで持っていき、不必要に校舎や教室に入らない。
- d 制服に着替えてから下校させる。完全下校時刻は顧問の責任で守らせ、下校指導を行う。
- e 自転車での登下校および登下校中の寄り道や買い物は禁止とする。
- f 外の部活動が雨天時に校舎内で活動する場合は、安全面の指導を行い、練習内容に留意するなど、十分に配慮する。
- g 短縮日課等の昼食については、決められた場所とする。(8ページを参照)
ただし、校外の店に買いに行ったり、校外の飲食店に行ったりすることは禁止する。

イ 休養日

- (ア) 平日は週1日以上、土日はどちらか1日以上の休養日を設けることを原則とする。ただし、競技や施設面の特性を考慮し柔軟に休養を設定する場合においても、年間104日以上の休養日を設定することとする。また、平日と休日のバランスについては均等となるようにする。
- (イ) 柔軟な設定をする場合においても、土日の休養日については、
 - ① 定期テストがある月…諸活動停止日を含め3日以上
 - ② 定期テストがない月…2日以上休養日を設け、地域や家庭で過ごす機会も大切にする。
- (ウ) 週明けの朝練習および水曜日の放課後の練習は、全部活動を休養とし、平日の週1日分の休養日として設定する。(※体育館部活は割り当ての関係上、月曜日の朝練習を可とする。)
- (エ) 大会等で、土日に休養日を設けることができなかった場合は、別の日に休養を設定する。

ウ 活動停止とする日または期間

- (ア) 定期テスト5日前の朝練習から定期試験最終日の放課後の練習までの期間。
- (イ) 職員会議や研修等がある日の放課後の練習。
- (ウ) 上記の日や期間に大会やコンクール等がある場合については、校長の許可のもと、保護者へ活動趣旨と大会の時間を明記した参加同意書を配付し、同意を得ること。平日の活動時間は、準備・片付け・下校を含めて1時間程度とする。

エ 延長練習について

- (ア) 顧問と生徒の両者が必要と認めるとき、延長練習の許可を申し出ることができる。大会やコンクール等(小中体連主催の総体と新人、協会主催の大会)の1週間前からとし、放課後の練習を延長しても良い。ただし、延長時間は準備・片付け・下校を含めて30分程度とする。その際、校長の許可と保護者へ活動趣旨と大会の時間を明記した参加同意書を配付し、同意を得ること。

(イ) 日没後の下校になるので、集団での下校やなるべく明るい人通りのある道を通るなど安全面で配慮を十分に行う。可能ならば保護者に迎えに来てもらうように依頼する。

オ 休日の活動

(ア) 職員玄関は通さないようにし、鍵を閉めておく。

また、活動場所の鍵は、顧問が責任を持って受け渡す。

(イ) 校舎を使用しない部活動は、原則として校舎に立ち入らない。雨天時の活動やミーティング等で校舎内に入る場合は、顧問が責任を持って生徒昇降口の解錠と施錠をする。

(ウ) 校舎を使用する部活動は、顧問が責任を持って生徒昇降口の解錠と施錠をする。

体育館や武道場を使用する部活動も同様とする。

(エ) 活動中に使用するトイレについては、校舎内の部活動は第2校舎のトイレのみ、体育館および外の部活動は体育館トイレのみとする。使用したトイレは、清潔な状態に戻すこと。

(オ) 活動時間は、原則として8:00～16:00の範囲の中で、3時間程度とする。

ただし、公式戦や練習試合、コンクール等でやむを得ず上記の時間以外に活動せざるを得ない場合は、事前に校長の許可を得ること。

(カ) 練習試合や大会、コンクール等で校外に出る場合は、公共の交通機関を利用する。

(キ) 生徒の負担にならない範囲で、顧問が計画的に実施するものとする。

カ 服装や持ち物

(ア) 平日の登下校は制服で行い、通学用バッグを使用する。ただし、荷物が入らない場合は、補助バッグを使用して良い。休日（長期休業期間も含む）の登下校は、校内服または顧問が許可したもの、もしくは部で購入したユニフォームやジャージ等を認める。

(イ) 活動中の服装は、原則として校内服とするが、顧問が許可したもの、もしくは部で購入したユニフォームやジャージ等を認める。

(ウ) 冬季の防寒着（ウインドブレーカー等）は、顧問が許可したもの、もしくは部で購入したものを着用する。

(エ) 年間を通して水筒の持参を認める。ただし、缶や紙パック等は認めない。水筒の中身は、お茶・水・スポーツドリンクとする。

※夏季は熱中症予防を考慮し、補充用としてペットボトルにお茶・水・スポーツドリンクを入れて持ってくるように勧める。ただし、ペットボトルから直接飲まず、水筒に移し替えさせる。また、ペットボトルは必ず持ち帰るよう指導する。

キ 長期休業期間中の活動

(ア) 長期休業中であっても、休養日と活動時間の設定については、上記に準ずる。

(イ) お盆と年末年始は、社会通念上からまとまった休養日(オフシーズン)を設け、学校閉庁日は活動しない。なお、年度始め休業中については、新年度の顧問が正式に決定していないため、全部活動を原則、休養日とする。ただし、春季大会の日程など特別な事情を考慮し、管理職と相談の上、土日どちらか1日のみ活動することを検討しても良い。

(ウ) 安全管理上の観点から、原則として8：10～16：00の範囲の中で活動する。

(4) 学校のサポート体制

ア 顧問、担任、養護教諭等が連携を図り、複数の教職員で見守り、顧問が一人で課題を抱え込まないよう体制を作る。

イ 生徒の自主的、自発的な活動を進めるために、部長会議を定期的開催する。

(5) 「学校」「家庭」「地域」の連携

ア 地域人材および松戸市スポーツ指導者バンクの外部指導者の活用を図る。

イ 学校の方針を周知し、保護者の理解を得るように努める。

ウ 練習試合等の交通費や活動にかかる諸経費等については、会計報告の作成等により、保護者への説明を行う。また、保護者の協力を得て適切に管理する。

エ 保護者には、生徒の体調管理（睡眠時間や食事等）への協力を依頼する。

オ 校外で活動を行う場合（大会・練習試合等）の教職員や部活動指導員による生徒引率について、大会運営や道具の運搬等で部活動顧問が引率することができない場合は、部活動顧問が作成する移動計画に従って移動する。（もしくは保護者の責任のもと会場まで送迎する。）

(6) 事故防止と安全への配慮

ア 生徒のけがや体調管理、活動中の事故防止に努める。

(ア) 活動中のルールや約束事（用具の使い方、周囲の安全確認等）を確認し、徹底させる。

(イ) 顧問は、活動前、活動中、活動後の体調管理を行う。また、生徒同士がお互いの体調管理ができるように指導する。

(ウ) 毎月1回、施設や用具の安全点検を必ず行うとともに、生徒にも安全確認の習慣化を図る。

イ 気象状況、災害発生に伴う安全確保を行う。

(ア) 熱中症の防止については、「スポーツ活動中の熱中症予防5ヶ条」や「熱中症予防運動指針」等を参考にし、適切に対応する。

(イ) 気象予報により気温の上昇が予想される場合は、熱中症チェッカーによるWBGT値の測定を行い、気温35℃以上、WBGT31℃以上にいずれかがなった場合は、運動は原則中止する。

(ウ) 気象状況についての情報収集に努め、屋外で活動する部活動では、急激な落雷や突風、豪雨等の場合、即時に活動を中止する。雷については、雷鳴が聞こえた時点で落雷の危険があるため、活動を中止する。

ウ 活動中にけがや体調不良、事故が起きた場合

(ア) 活動中のけがや体調不良、事故については、必ずその場で顧問に伝える。その後、顧問は迅速かつ丁寧な対応をとる。

(イ) 学校の危機管理マニュアル等により、管理職、養護教諭、顧問、担任等、緊急時の連絡体制を確立する。

a 平日の場合は、軽症の場合を除いて養護教諭の指示に従う。その後、管理職への報告を行い家庭への連絡を行い、担任と生徒指導主任へ報告する

b 休日の場合は、まず保護者に連絡をする。その後、大きな事案は当日中または対処後すぐに、そうでない場合は翌日以降に管理職、養護教諭、担任、生徒指導主任に報告する。

エ 感染症拡大防止について

(ア) 本人の発熱等の体調不良がある場合には、活動に参加させない。

(イ) 屋内の部活動は、活動場所の換気を十分に行う。

(ウ) 活動中に使用するトイレについては、校舎内の部活動は第2校舎のトイレのみ、体育館および外の部活動は体育館トイレのみとする。

(エ) 活動開始前と終了後は、必ず手洗いをするように指導する。

(オ) 練習試合や大会、コンクール等、校外で活動する場合も、発熱等の体調不良がある場合は、参加させない。

(7) 3年生の引退後の部活動参加の条件について

ア 進学後も、その部活動を継続していく意思があるもの。

イ 部活動の体験に参加するものや技能で受験をするもの。

ウ 体験日や受験日の日程に合わせて設定された日時に参加を認める。

エ 担任と部活動顧問、保護者の許可をもらっているもの。

オ 参加をする際は、その部活動の活動ルールに準じて活動すること。

(8) その他

ア 部活動に貴重品を持ち込まない。やむを得ず持ってくる場合は、顧問が管理する。

イ 報償金の取り扱いについて、現金受領後の1ヶ月以内に交通費の領収書をそろえて、教頭に提出する。

ウ 大会（小中体連主催のものを除く）の参加に伴い、宿泊を要する場合には、校長と協議し、その可否を決定する。実施する場合には、保護者の承諾書を提出し、市内外を問わず、2週間前までに市教育委員会に届出を提出する。

4 大会やコンクール等の参加について

(1) 大会やコンクール等に参加する際は、校長に参加の意思を報告し、生徒と保護者の同意を得る。

(2) 校長は、参加状況を把握し、生徒と顧問の過度な負担にならないように、参加するものを精査させる。合わせて、保護者の理解を深めさせる。

(3) 参加にあたって、顧問は、保護者および管理職に確実に報告する。

5 部活動・顧問・活動場所・昼食・集合場所一覧

部活動	顧問名	活動場所	昼食・集合場所
陸上		グラウンド 第2校舎3階廊下	1-6
野球		グラウンド 第2校舎1階廊下	2-6
サッカー		グラウンド 第2校舎2階廊下	3-1
ソフトテニス		テニスコート 第2校舎2階わたり廊下 第2校舎3階わたり廊下	1-7、2-2
剣道		武道場	武道場
卓球		体育館	1-1
バレーボール		体育館	2-1
バスケットボール		体育館	2-3、2-5
吹奏楽		第1音楽室、第2音楽室 第2校舎3階と4階の教室	第2音楽室
美術		美術室	美術室
書道 家庭科		被服室	被服室
広報メディア 環境		広報メディア：第1理科室 環境：第1理科室前の畑	第1理科室
特設駅伝		陸上部と同じ	陸上部と同じ
特設水泳		プール	3-5